

水道、下水道等の各料金の改定のお知らせ

合併前の各地域で異なっていた水道・公共下水道・農業集落排水施設使用料等の各料金を、以下のとおり改定します。ご理解・ご協力をお願いします。

※詳細については、1月から3月にかけて検針の際に配布されるチラシをご確認ください。

◆問合せ先 **本** 水道業務課 ☎(25) 2100・2103
本 下水道課 ☎(21) 2419

○公共下水道使用料

改定後の料金は、平成27年5月1日以降の新たな使用期間から適用となります。

◆市の水道水のみ使用した場合=水道水の使用水量が汚水量となります。

【公共下水道使用料料金表】 (1ヶ月・消費税別)

項目区分	汚水量	金額
一般(基本料金)	~10m ³	1,166円
	11m ³ ~30m ³	1m ³ につき 127円
一般(従量料金)	31m ³ ~50m ³	1m ³ につき 136円
	51m ³ ~100m ³	1m ³ につき 146円
	101m ³ ~	1m ³ につき 187円
公衆浴場	~200m ³	10,000円
	201m ³ ~	1m ³ につき 50円

※旧使用料の臨時分につきましては廃止となります。

◆井戸水を使用した場合=家族の人数により決められた認定使用水量が汚水量となります。

(1ヶ月・消費税別)

人数(人)	1	2	3	4	5	6
認定使用水量(m ³)	7	14	21	28	35	42
使用料(円)	1,166	1,674	2,563	3,452	4,386	5,338

1人につき7m³ずつ加算となります。

◆市の水道水と井戸水の両方を使用した場合

井戸水の認定使用水量と水道水の使用水量を比較して、どちらが多い方が汚水量となります。

※井戸水使用世帯では人数で料金が決まりますので、世帯人数の増減があったときは下水道課までご連絡ください。

◆請求の一部変更について

市の水道水を使用(井戸水との併用含む)の場合、水道料金と一緒に請求となります。井戸水のみ使用の場合、使用した2ヵ月分をまとめて翌月に請求となります。

例) 3月・4月使用分 → 5月請求

納付書の発送及び口座振替のお支払いにつきましては、水道料金の取扱いと同じです(公共下水道使用料のみの場合、口座割引はありません)。

○農業集落排水施設使用料

公共下水道使用料の改定に伴い、大平地域(下皆川地区・みずほ西部地区)及び西方地域(西部地区・本郷金井地区)の農業集落排水施設使用料が改定となります。

改定後の料金が適用される時期につきましては、平成27年5月1日以降の新たな使用期間から適用となります。

なお、藤岡地域については、使用料の改定はありません。

◆大平地域の事業所及び西方地域の市水道水使用世帯の場合=水道メーターまたは井戸水メーターの検針水量が汚水量となります。

【農業集落排水施設使用料料金表】 (1ヶ月・消費税別)

項目区分	汚水量	金額
一般(基本料金)	~10m ³	1,166円
	11m ³ ~30m ³	1m ³ につき 127円
一般(従量料金)	31m ³ ~50m ³	1m ³ につき 136円
	51m ³ ~100m ³	1m ³ につき 146円
	101m ³ ~	1m ³ につき 187円
公衆浴場	~200m ³	10,000円
	201m ³ ~	1m ³ につき 50円

※旧使用料の臨時分につきましては廃止となります。

◆大平地域の一般世帯及び西方地域の井戸水使用世帯の場合=家族の人数により決められた認定使用水量が汚水量となります。

(1ヶ月・消費税別)

人数(人)	1	2	3	4	5	6
認定使用水量(m ³)	7	14	21	28	35	42
使用料(円)	1,166	1,674	2,563	3,452	4,386	5,338

※1人につき7m³ずつ加算となります。

※農業集落排水施設使用料は人数で料金が決まりますので、世帯人数の増減があったときは下水道課までご連絡ください。

◆請求の一部変更について

市の水道水を使用(井戸水との併用含む)の場合、水道料金と一緒に請求となります。井戸水のみ使用の場合、使用した2ヵ月分をまとめて翌月に請求となります。

例) 3月・4月使用分 → 5月請求

納付書の発送及び口座振替のお支払いにつきましては、水道料金の取扱いと同じです(農業集落排水施設使用料のみの場合、口座割引はありません)。

○水道料金

改定後の料金は、平成27年5月1日以降の新たな使用期間から適用となり、継続使用の場合は平成27年8月以降の請求から料金を変更します。

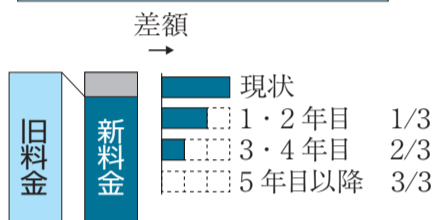
【水道料金表】 (1ヶ月・消費税別)

口径	基本料金 (水量5m ³ まで)	超過料金(1m ³ につき)				
		6 ~10m ³	11 ~50m ³	51 ~100m ³	101 ~500m ³	501m ³ 以上
13mm	875円	40円	105円	125円	150円	170円
20mm	1,025円					
25mm	1,350円					
30mm	2,750円					
40mm	4,700円					
50mm	8,050円					
75mm	17,500円					
100mm	32,500円					

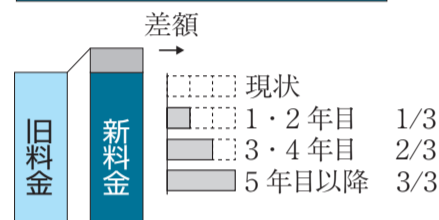
◆改正後4年間は「激変緩和」が適用されます

今回の料金の統一により大きく料金体系が変わることから、急激に料金がかわらないよう、下図のように2年ごとに料金の調整を行います。

新料金の方が安くなる場合



新料金の方が高くなる場合



◆検針日、請求期間が統一されます

料金改定に先立って、平成27年2月~4月にかけて検針期間を変更します。

・2ヵ月に1回、偶数月または奇数月の15~25日に検針を行います。

・2ヵ月分の料金を、検針の翌月にまとめて請求します。

◆全域で口座割引が導入されます

口座振替をご利用の場合、平成27年8月以降の請求分(平成27年8月25日)から水道料金が50円割引になります(※定例振替日に振替できた場合に限る)。

○公共下水道事業受益者負担金

改定後の受益者負担金は、平成27年度以降に告示となる下水道が整備された地域の土地が対象となります。すでに納付済みや納付中の土地、農地などで猶予となっている土地については金額の変更はありません。

また、平成27年度納付分から前納報奨金の交付率が統一されます。

○負担金の額は、負担金がかかる土地の面積により算出します。

栃木地域・都賀地域

【市街化区域】→土地の公簿面積×280円(1坪当たり約930円)=受益者負担金

【市街化調整区域】→土地の公簿面積×300円(1坪当たり約1,000円)=受益者負担金

西方地域

土地の公簿面積×300円(1坪当たり約1,000円)=受益者負担金

大平地域・藤岡地域・岩舟地域

【市街化区域】→土地の公簿面積×330円(1坪当たり約1,090円)=受益者負担金

【市街化調整区域】→土地の公簿面積×350円(1坪当たり約1,160円)=受益者負担金

注) 受益者負担金は通常の税金とは異なり、該当する土地に対して一度限りかかるものです。

○前納報奨金交付率(平成27年度より)

納期前に納付した納期数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
報奨金交付率(%) (前納額に対する割合)	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	5.5
納期前に納付した納期数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
報奨金交付率(%) (前納額に対する割合)	6	6.5	7	7.5	8	8.5	9	9.5	10	

— 相続・登記・裁判所関係書類作成等 —
親身になって相談に応じます
司法書士・土地家屋調査士・行政書士
佐山隆事務所
栃木市旭町19番16号 栃木市文化会館斜め前
TEL0282(24)2555 (平日) 8:00~19:00
(土・日・祝) 事前予約にて承ります

自由診療 『やわらかい入れ歯』
佐野入れ歯専門外来
あきらめていた方、もう一度信じてみませんか?
0283-27-2518
佐野市植野町2000-1

天井に住宅用火災警報器を取り付ける場合には、警報器の中心を壁より60cm以上離して取り付けます。
また、天井にはりがある場合にも警報器の中心から60cm以上離して取り付けね!

栃木市マスコットキャラクターとち介